

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三一五〇

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一八）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の六とし、第四条の次に次の四条を加える。

（宿直又は日直の勤務）

第四条の二 条例第六条の二第一項の委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務

二 次に掲げる宿直又は日直勤務

イ 緊急又は非常の事態に備えて待機し、情報の管理、連絡等のための勤務

ロ 教育又は研修の機関における生活指導等のための勤務

ハ 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のた

めの勤務

ニ 入院患者及び入所者の管理のための勤務

ホ 入所施設等における自立支援等のための勤務

ヘ 警察本部又は警察署において行う業務の管理又は監督のための勤務

三 前二号の勤務に準ずる勤務

2 任命権者は、条例第八条第一項に規定する職員の休日の正規の勤務時間（条例

第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）において、職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第四条の三 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

2 条例第六条の二第一項ただし書の委員会規則で定める場合は、前条第一項各号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第四条の四 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第六条の二第二項の規定に基づ

く勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、必要最小限の勤務を命ずるものとし、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、短時間勤務職員(条例第二条第二項から第四項までに規定する職員をいう。)に時間外勤務を命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第四条の五 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、一箇月(月の初日から末日までをいう。以下この条において同じ。)について四十五時間及び一年(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)について三百六十時間(次項において「限度時間」という。)を超えて勤務をさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時又は緊急に限度時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で、時間外勤務を命ずることができる。

一 一箇月において百時間未満

二 一年において七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

3 任命権者は、大規模災害への対応その他公務の運営上真にやむを得ない事由によって臨時の必要がある場合には、前二項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずることができる。

4 任命権者は、前項の規定に基づき職員に時間外勤務を命じた場合には、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 条例第六条の二第二項ただし書の委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合であって、当該育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。第六条の三を次のように改める。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第六条の三 第一条の二及び第一条の四から第二条までの規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

第十九条中「除く」の下に「。以下同じ」を加え、「日々雇い入れられる職員については一日につき七時間四十五分の範囲内において、その他の職員については」及び「四分の三を超えない」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(非常勤の職員の休暇等)

第十九条の二 非常勤の職員の休暇は、年次休暇、特別休暇及び組合休暇とする。

2 年次休暇は有給の休暇とし、特別休暇は有給又は無給の休暇とし、組合休暇は無給の休暇とする。

第十九条の三 非常勤の職員の年次休暇は、一の年度(常勤の職員が退職後引き続き非常勤の職員として任用された場合には、暦年による一年)ごとの休暇とし、その日数は、一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の職員にあっては勤務年数に応じて、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の職員にあっては勤務年数及び週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤の職員にあっては一の年度の所定勤務日数)に応じて、二十日の範囲内で任命権者が定める日数とする。

2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 非常勤の職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)の適用を受ける者)にあっては同条例第二条の二第一項に規定する通勤、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の適用を受ける者)にあっては同法第七条第二項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合の休暇 その療養に必要な期間

二 第十一条第一項第七号に掲げる場合の休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の職員にあっては四日(ただし、当該期間における勤務日数が四日に満たない非常勤の職員にあってはその勤務する日数)の範囲内で、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の職員にあっては週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤の職員にあっては一の年度の所定勤務日数)に応じて三日の範囲内で任命権者が定める期間

三 第十一条第一項第五号に掲げる場合の休暇 別表第三の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

四 第十一条第一項第九号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

五 第十一条第一項第十号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間
六 第十一条第一項第十一号に掲げる場合の休暇 七日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

七 第十一条第一項第十二号に掲げる場合の休暇 連続する七日の範囲内の期間
3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 前項第一号に定める以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の職員にあつては一の年度において十日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の職員にあつては一の年度において週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤の職員にあつては一の年度の所定勤務日数）に依じて十日の範囲内で任命権者が定める期間

二 非常勤の職員の出産の場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間

三 第十一条第一項第一号の二に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

四 第十一条第一項第一号の三に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

五 妊娠中の非常勤の職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 必要と認められる期間

六 第十一条第一項第一号の四に掲げる場合の休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の職員にあつては十四日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の職員にあつては週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤の職員にあつては一の年度の所定勤務日数）に依じて十四日の範囲内で任命権者が定める期間

七 労働基準法第六十七条に規定する生後満一年に達しない子を育てる場合の育児時間 一日二回各々三十分

八 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

九 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び第十三条第一項各号に掲

げる者であつて負傷、疾病又は老齡により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

十 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 指定期間内において必要と認められる期間

十一 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該非常勤の職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

十二 生理のため勤務が著しく困難な場合の休暇 必要と認められる期間

十三 第十一条第一項第十四号に掲げる場合の休暇 必要と認められる期間

4 組合休暇は、任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務に従事する場合（登録された職員団体の規約に定める機関で第十二条第一項で定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限る。）の休暇とし、一の年度について三十日の範囲内とする。

5 第二項第二号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六月一日から九月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の職員に限り、取得することができる。

6 第三項第八号及び第九号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤の職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上継続勤務しているもの限り、取得することができる。

7 前項の規定は、第三項第十号及び第十一号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。

8 第三項第十号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職すること

が見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

9 第十二条第二項から第五項までの規定は、第四項の休暇について準用する。この場合において、第十二条第五項中「七時間四十五分」とあるのは、「勤務日ごとの勤務時間の時間数すべて」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第四条の五第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十一年八月三十一日までの間、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以降の期間に限る。）」と読み替えるものとする。